

野外業務における安全対策の指針

(井川演習林における内規)

山岳科学センター井川演習林

制定 平成 29 年 6 月 8 日

改正 令和 4 年 8 月 29 日

はじめに

本内規は平成 23 年 4 月 13 日に定められた「野外業務における安全対策の指針（以下、指針とする）」について、井川演習林に限り必要な事項を定めたものである。

本内規が定める事項

本内規は利用者が野外作業を行う際の安全管理および携行品について定める。

1. 行動予定の提出（任意協力）を利用者に求める。（但し、MSC 教職員およびその指導学生・院生等は指針に沿い提出必須とする）
2. 夜間も含めより通じやすい連絡体制の情報提出（任意協力）を利用者に求める。
（例）勤務先の警備室や家族の電話番号（部署名や続柄を付記のこと）
3. 原則として、利用者の入山時の携行品については、井川演習林職員が所持を入山前に確認する。また、携行品の項目については、井川演習林スタッフと同等とする。
4. 利用者の安全管理の責任は、その申請代表者が担う。実習やゼミ等の利用者が多人数の場合や危険度の少ない計画については、携行品の項目を限定し（例えば、ヘッドライトは不要など）、申請代表者にメンバーの携行品の確認を委ねる。この確認については、申請代表者と井川演習林職員の間で事前に相談の上決める。